

中華人民共和国独占禁止法

中華人民共和国主席令
第 六十八 号

《中華人民共和国独占禁止法》は中華人民共和国第十回全国人民代表大会常務委員会第二十九次会議において 2007 年 8 月 30 日に可決されたのでここに公布し、2008 年 8 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤
2007 年 8 月 30 日

中華人民共和国独占禁止法

(2007 年 8 月 30 日第十回全国人民代表大会常務委員会第二十九次会議において通過)

目 次

第一章 総 則

第二章 独占的協定

第三章 市場支配的地位の濫用

第四章 事業体の集中

第五章 行政権力の濫用による競争の排除・制限

第六章 独占の疑いがある行為への調査

第七章 法律責任

第八章 附 則

第一章 総 則

第一条 独占行為の予防及び制止をし、市場競争を公平に行い、経済の効率を高め、消費者の利益と社会公共利益を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内で行われる経済活動における独占行為は本法を適用する。中華人民共和国域外における独占行為は、中国国内市場の競争に対し、排除又は制限の影響が起こる場合、本法を適用する。

第三条 本法で規定される独占行為は下記を含む。

- (一) 事業体間で独占的協定を締結した場合
- (二) 事業体が市場の支配的地位を濫用する場合
- (三) 競争の排除・制限効果を具備する或いは具備する恐れがある事業体の集中。

第四条 国家は、社会主義市場経済に適應する競争規則を制定し、実施する。マクロ的コントロールを完全にし、統一・開放・競争・秩序のある市場体系を健全にする。

第五条 事業体は、公平競争・自由意思による連合を通じ、法律に従って集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。

第六条 市場への支配地位を具備する事業体は、市場支配地位を濫用して競争の排除・制限をしてはならない。

第七条 国有経済が支配的地位を占める、国民経済命脈と国家安全に関する業界及び法に従って専売する業界に対して、国家は其の事業体の合法的な経営活動を保護し、且つ、其の事業体の経営行為及びその商品とサービスの価格について、法に基づき監督管理及びコントロールを実施し、消費者の利益を擁護し、技術の進歩を促進する。

前項で規定する業界に当たる事業者は、法に従って経営を行い、誠実に約束を守り、厳格に自律し、社会公衆の監督を受け、その支配的地位或いは其の専売の地位を利用して消費者の利益を損害してはならない。

第八条 行政機関及び法律法規が授権した公共事務管理職能を有する組織は行政権力を濫用して、競争の排除・制限をしてはならない。

第九条 国務院において、独占禁止委員会を設立し、独占禁止の仕事の組織・協調・指導を行い、下記の職責を履行する。

- (一) 関連する競争政策の研究立案
- (二) 市場の全体的競争状況の調査・評価を行い、評価報告を發布する
- (三) 独占禁止指針を制定し、發布する
- (四) 独占禁止に関連する行政による法律執行を協調する
- (五) 国務院が規定するその他の職責。

国務院独占禁止委員会の構成及び仕事の規則は国務院によって規定する。

第十条 国務院が規定した独占禁止の法律執行職責を担当する機構（以下は国務院独占禁止法律執行機構と称す）は本法の規定に基づき、独占禁止の法律執行に責任を負う。

国務院独占禁止法律執行機構は仕事の必要に応じて、省・自治区・直轄市の人民政府における相応な機構に授権し、本法規定に基づき独占禁止法律執行の仕事に責任を負わせることができる。

第十一条 業界協会は業界の自律を強め、当業界の事業者が法に従って競争を行い、市場競争の秩序を擁護するように導かなければならない。

第十二条 本法における事業者とは、商品の生産・経営に従事し又はサービスを提供する自然人・法人及びその他の組織を指す。

本法に言う関連市場とは、事業者が一定期間内に、特定の商品或いはサービス（以下はまとめて商品と称す）について、競争を行う商品範囲及び地域範囲を指す。

第二章 独占的協定

第十三条 競争関係がある事業者の間で下記の独占的協定の締結を禁止する。

- （一）商品価格を固定若しくは変更すること
- （二）商品の生産或いは販売数量を制限すること
- （三）販売市場或いは原料購買市場を分割すること
- （四）新技術・新設備の購入或いは新技術・新製品の開発を制限すること
- （五）共同ボイコット
- （六）国務院独占禁止法律執行機構が認定したその他の独占的協定。

本法にいう独占的協定とは、競争を排除・制限する協定・決定又はその他の協同行為を指す。

第十四条 事業者が取引相手と下記の独占的協定の締結を禁止する。

- （一）第三者に転売する商品の価格を固定すること
- （二）第三者に転売する商品の最低価格を制限すること
- （三）国務院独占禁止法律執行機構が認定したその他の独占的協定。

第十五条 事業者は、達成した協定が下記内容のいずれかに属することを証明できれば、本法の第十三条・第十四条の規定を適用しない。

- （一）技術改善・新製品の研究開発のための場合
- （二）製品の品質向上・コスト削減及び効率アップ・製品規格と基準の統一・或いは
専業化の分業の実行のための場合
- （三）中小事業者の経営効率の向上・中小事業者の競争力の増強のための場合
- （四）エネルギー節約・環境保護・災害救助など社会公共利益の実現のための場合
- （五）不景気のため、深刻な販売量の減少或いは明瞭な生産過剰状況を緩和するための
場合

(六) 対外貿易及び対外経済協力の中の正当な利益を保証するための場合

(七) 法律又は国務院が規定されるその他の場合。

前項第一項から第五項までの状況に属し、本法の第十三条・第十四条の規定を適用されない場合、事業体は、達成された協定が関連市場の競争を著しく制限することがなく、且つ消費者にこの協定の実行より利益を生じることを証明しなければならない。

第十六条 業界協会は当業界の事業体を組織して本章の禁止されている独占行為をしてはならない。

第三章 市場の支配的地位の濫用

第十七条 市場の支配的地位を有する事業体が下記の市場支配的地位の濫用行為に従事することは禁止される。

(一) 不公平な高価格で商品を販売し、或いは不公平な低価格で商品を購入する行為

(二) 正当な理由無しに、コストより低い価格で商品を販売する行為

(三) 正当な理由無しに、取引相手との取引を拒否する行為

(四) 正当な理由無しに、取引相手に対して、当事業体のみ或いは其の指定事業体のみと取引を行わせる制限行為

(五) 正当な理由無しに商品を掻き合わせ売り、或いは取引時にその他の不合理な取引条件を付加する行為

(六) 正当な理由が無しに、条件が同様な取引相手に対して、取引価格など取引条件上において差別待遇を実施する行為

(七) 国務院独占禁止法律執行機構が認定したその他市場支配的地位を濫用する行為。

本法にいう市場の支配的地位とは、事業体が関連市場内において、商品価格・数量或いはその他の取引条件をコントロールでき、又はその他の事業体の関連市場への参入に妨害・影響を与えられる能力を有する市場地位をいう。

第十八条 事業体が市場の支配的地位を具備するのを認定するには、下記の要素に依拠しなければならない。

(一) 当該事業体が関連市場における市場占有率及びその関連市場の競争状況

(二) 当該事業体が販売市場及び原料購買市場をコントロールする能力

(三) 当該事業体の財力及び技術状況

(四) その他の事業体が取引において当該事業体への依存程度

(五) その他の事業体が関連市場への参入難易度

(六) 当該事業体の市場の支配的地位の認定と関わるその他の要素。

第十九条 下記内容のいずれかに属する場合は、事業体が市場の支配的地位を有すると推定できる。

(一) 一つの事業体が関連市場における占有率が二分の一に達する場合

- (二) 二つの事業体が関連市場における占有率の合計が三分の二に達する場合
- (三) 三つの事業体は関連市場における占有率の合計が四分の三に達する場合。

前項第二項・第三項の規定した状況を有するが、其の中の市場占有率の十分の一に満たない事業体は、市場の支配的地位を具備することを推定すべきではない。

市場の支配的地位を具備すると推定された事業体は、市場の支配的地位を具備しないことを証明できる証拠があれば、その事業体が市場の支配的地位を具備することを認定すべきではない。

第四章 事業体の集中

第二十条 事業体の集中とは下記の場合を指す。

(一) 事業体の合併 (二) 事業体が株式或いは資産の取得を通じてその他の事業体への支配権を取得する場合；

(三) 事業体が契約など方式でその他の事業体への支配権を取得し、或いはその他の事業体へ決定性の影響を加えることができる場合。

第二十一条 事業体の集中は国务院の規定した申請報告基準に達する場合、事業体が事前に国务院独占禁止法律執行機構に申請報告しなければならず、申請報告を行われていない事業体は集中を実施してはならない。

第二十二条 事業体の集中には下記内容のいずれかに合致する場合は、国务院独占禁止法律執行機構に申請報告を行わなくても良い。

(一) 集中に参加する一つの事業体がその他のそれぞれの事業体の百分の五十以上の表決権の株式或いは資産を保有する場合

(二) 集中に参加する全ての事業体の 50%以上の表決権のある株式或いは資産が、集中に参加していない同一事業体に保有されている場合。

第二十三条 事業体が国务院独占禁止法律執行機構に集中を申請する場合、下記の書類・資料を提出しなければならない。

- (一) 申請報告書
- (二) 集中による関連市場競争状況への影響度説明
- (三) 集中の合意書
- (四) 集中に参加する事業体の公認会計士事務所監査済みの前年度財務会計報告
- (五) 国务院独占法律禁止執行機構が規定したその他の書類・資料。

申請報告書には集中に参加する事業体の名称・住所・経営範囲・予定集中実施日及び国务院独占禁止法律執行機構が規定したその他の事項を明確に記載しなければならない。

第二十四条 事業体の提出した書類・資料が完備でない場合、国务院独占禁止法律執行機構の規定期間以内に不足書類・資料を補足しなければならない。事業体が期限を過ぎても不足書類・資料を補足しない場合は、申請報告していないものと見なす。

第二十五条 国務院独占禁止法律執行機構は、事業者の提出した本法第二十三条規定に符合した書類・資料を受取った日から 30 日以内に、事業者の集中に対して初歩的な審査を行い、更なる審査をするか否かの決定を下し、且つ書面にて事業者に知らせなければならない。国務院独占禁止法律執行機構が決定を出す前に、事業者は集中を実施してはならない。

国務院独占禁止法律執行機構は更なる審査を実施しない決定が下され、或いは期限を過ぎても決定が下されていない場合は、事業者は集中を実施して良い。

第二十六条 国務院独占禁止法律執行機構は更なる審査の実施を決定した場合、決定日から起算して 90 日以内に審査を完了させ、事業者の集中を禁止するか否かの決定を出し、且つ書面にて事業者に知らせなければならない。事業者の集中を禁止する決定を下す場合、必ずその理由を説明しなければならない。審査の期間内において、事業者は集中を実施してはならない。

下記状況のいずれかに属する場合、国務院独占禁止法律執行機構は書面による事業者への通知により、前項規定の審査期間を延長できるが、但し、最長 60 日間を超えてはならない。

- (一) 事業者が審査期間の延長に同意した場合
- (二) 事業者が提出した書類・資料は正確ではなく、更に確認する必要がある場合
- (三) 事業者が申請書を提出した後、関連状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法律執行機構は期間が過ぎても決定を出していない場合は、事業者は集中を実施して良い。

第二十七条 事業者の集中を審査する際、下記の要素を考慮しなければならない。

- (一) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率及び其の市場に対する支配能力
- (二) 関連市場の市場集中度
- (三) 事業者の集中による市場参入と技術進歩への影響
- (四) 事業者の集中による消費者及びその他の関係事業者への影響
- (五) 事業者の集中による国民経済発展への影響
- (六) 国務院独占禁止法律執行機構が、考慮すべきと認める市場競争へ影響するその他の要素。

第二十八条 事業者の集中には、競争の排除・制限効果を有し或いはその恐れがあるものに対して、国務院独占禁止法律執行機構は当該事業者の集中の禁止決定を出さなければならない。但し、事業者は、当該集中の実施により競争への有利な影響が、明らかに不利な影響よりも大きく、或いは社会の公共利益に合致することが証明できる場合は、国務院独占禁止法律執行機構は当該事業者の集中に対して、禁止しない決定を出すことができる。

第二十九条 禁止しない事業者の集中に対して、国務院独占禁止法律執行機構は集中

により生じる競争への不利な影響を減少するための制限条件を付加することができる。

第三十条 国務院独占禁止法律執行機構は決定された事業体集中の禁止決定または事業体集中に付け加えた制限条件の決定を速やかに社会に公布しなければならない。

第三十一条 外資は中国国内企業を買収する又はその他の方式で事業体の集中に参加し、国家安全に及ぶ場合、本法の規定に基づいて事業体集中審査を行う以外、国家の関連規定に照らして国家安全審査を行わなければならない。

第五章 行政権力の濫用による競争の排除・制限

第三十二条 行政機関と法律法規の授権を受けた公共事務管理職責を有する組織は行政権力を濫用して、単位或いは個人に対し、その指定事業体が提供する商品に限定し又は間接的に限定して販売・購買・使用をさせてはならない。

第三十三条 行政機関と法律法規の授権を受けた公共事務管理職責を有する組織は行政権力を濫用して、下記行為により商品の地区間の自由流通を妨害してはならない。

(一) 他地方の商品に対して、差別的な料金徴収項目を設定し、差別的な料金徴収基準を実行し、或いは差別的な価格を規定すること；

(二) 他地方の商品に対して、当地の同類商品と違う技術要求・検査基準を規定し、或いは他地方の商品に対して重複検査・重複認証など差別的な技術措置を採り、他地方商品の当地市場への進入を制限すること；

(三) 他地方商品に対してのみ特別な行政許可を採り、他地方商品の当地市場へ進入を制限すること。

(四) 検問所の設置或いは他の手段により、他地方商品の当地への進入或いは当地商品の運出を妨害すること；

(五) 商品の地区間自由流通を妨害するその他の行為

第三十四条 行政機関と法律法規の授権を受けた公共事務管理職責を有する組織は行政権力を濫用して、差別的な資格要求・評価審査基準或いは法に従った情報発布をしないなどの方法により、他地方事業体の当地での入札募集と応募活動を排斥或いは制限してはならない。

第三十五条 行政機関と法律法規の授権を受けた公共事務管理職責を有する組織は行政権力を濫用して、当地の事業体と不平等な待遇などの方式で、他地方の事業体の当地における投資又は支店機構の設立を排斥又は制限してはならない。

第三十六条 行政機関と法律法規の授権を受けた公共事務管理職責を有する組織は行政権力を濫用して、事業体に本法規定の独占行為に強制的に従事させてはならない。

第三十七条 行政機関は権力を濫用して、競争の排除・制限内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占の疑いがある行為への調査

第三十八条 独占禁止法律執行機構は法に従って独占の疑いがある行為に対して調査を行う。

独占の疑いがある行為に対して、あらゆる単位及び個人が独占禁止法律執行機構に告発する権利を有する。独占禁止法律執行機構は告発人のことを秘密厳守しなければならない。

告発は書面形式を採り且つ関連事実及び証拠を提出された場合、独占禁止法律執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 独占禁止法律執行機構は疑いがある独占行為を調査する際、下記の措置を取ることができる。

(一) 調査される事業体の営業場所或いはその他関連場所に入って調査を行う。

(二) 調査される事業体・利害関係人或いはその他の関連単位又は個人を尋問し、関連状況の説明を要求する。

(三) 調査される事業体・利害関係人或いはその他の関連単位又は個人の関連帳票・合意書・会計帳簿・業務書簡・電話記録・電子データなどの文書・資料を閲覧し、複製する。

(四) 関連証拠の保全措置と差し押さえ

(五) 事業体銀行口座の調査

前項措置の採取に際し、独占禁止法律執行機構の主要責任者に書面にて報告し、且つ批准を得なければならない。

第四十条 独占禁止法律執行機構は疑いがある独占行為を調べる際、法律執行人員が2人以上でなければならない、且つ法律執行者証明を示さなければならない。

法律執行人員は尋問及び調査を行う際、筆録をしなければならない、且つ尋問或いは調査を受けた人にサインをもらわなければならない。

第四十一条 独占禁止法律執行機構及びその職員は法律執行過程において知り得た商業秘密に関して、守秘義務がある。

第四十二条 調査される事業体・利害関係者或いはその他の関連単位又は個人は、独占禁止法律執行機構の法に従った職責履行に協力しなければならない、独占禁止法律執行機構の調査を拒否し、又は妨げてはいけない。

第四十三条 調査される事業体・利害関係者は意見を陳述する権利を有する。独占禁止法律執行機構は調査される事業体・利害関係者の提供した事実・理由及び証拠について確認しなければならない。

第四十四条 独占禁止法律執行機構は疑いがある独占行為に対して調査確認後、独占的行為と認められる場合、法に基づき処分を決定しなければならない、且つ社会に公布する

ことができる。

第四十五条 独占禁止法律執行機構が調査する疑いのある独占的行為に対して、調査される事業体は独占禁止法律執行機構の認めた期間内に具体的な措置を採り当該独占的行為の齎した結果を取り消すと承諾した場合、独占禁止法律執行機構は調査を中止することができる。調査中止の決定では調査される事業体の承諾した具体的な内容を明記しなければならない。

独占禁止法律執行機構は調査の中止を決定した場合、事業体の承諾履行状況について監督を行わなければならない。事業体が承諾を履行した場合、独占禁止法律執行機構は調査の終止を決定することができる。

下記状況のいずれかに当たる場合、独占禁止法律執行機構は調査を再開しなければならない。

- (一) 事業体は承諾を履行しなかった場合
- (二) 調査中止決定の依拠した事実は重大な変化を生じたとき
- (三) 調査中止決定は事業体の提供した不完全又は不真実な情報に基づいて下した場合。

第七章 法律責任

第四十六条 本法の規定に違反し、独占的協定を締結し且つ実行した事業体に対して、独占禁止法律執行機構は、違法行為停止命令を発し、違法所得を没収し、且つ前年度の販売高の1%以上10%以下の罰金を科す。締結した独占的協定がまだ実行されていない場合は、50万元以下の罰金を科すことができる。

事業体が自ら独占禁止法律執行機構に独占的協定の達成関連状況を報告し、且つ重要な証拠を提供する場合、独占禁止法律執行機構は当該事業体に対し処罰を酌量減輕又は免除することができる。

業界の協会が本法の規定に反して、当該業界の事業体を組織して独占的協定を締結した場合、独占禁止法律執行機構は協会に50万元以下の罰金を処することでき、状況が深刻な場合、社会团体登記管理機関は法に従って当該業界協会の登記を取り消すことができる。

第四十七条 事業体は本法の規定に違反して市場の支配的地位を濫用する場合、独占禁止法律執行機構は当該事業体に対して、違法行為停止命令を発し、違法所得を没収し、且つ前年度販売高の1%以上10%以下の罰金を処する。

第四十八条 本法の規定に反して集中を実施する事業体に対して、國務院独占禁止法律執行機構は、集中実施停止命令を発し、指定期間内に株式或いは資産を処分させ、指定期間内に営業譲渡をさせ、又はその他の必要措置により集中前の状態に回復させる。また50万元以下の罰金を処することができる。

第四十九条 本法第四十六条・第四十七条・第四十八条に規定した罰金について、独

占禁止法律執行機構は具体的な罰金額を確定する際、違法行為の性質・程度及び持続期間などの要素を考慮しなければならない。

第五十条 事業体は独占的行為を実施して、他人に損失を齎した場合、法に基づき民事責任を負う。

第五十一条 行政機関及び法律法規の授権を受けた公共事務管理職能を有する組織は行政権力を濫用して、競争の排除・制限行為を実施した場合、上部機関は当該行政機関又は組織に対して訂正命令を発し、その直接主管責任者及びその他直接責任職員に対して法に従って処分を下す。独占禁止法律執行機構は関係上部機関に法に基づく処分意見を提出することができる。

行政機関及び法律法規の授権を受けた公共事務管理職能を有する組織の行政権力を濫用して競争の排除・制限行為を実施する行為への処分に対して、法律・行政法規は別途規定がある場合、其の規定に依拠する。

第五十二条 独占禁止法律執行機構が法に基づき実施する審査と調査に対して、関係資料・情報の提供を拒否し、或いは虚偽資料・情報を提供し、或いは証拠の隠匿・毀損・移転を行い、或いはその他調査行為への拒否・妨害行為がある場合、独占禁止法律執行機構はそれに対し訂正命令を発し、個人に対し2万元以下の罰金、単位に対して20万元以下の罰金を処することができる。また、状況が深刻な場合、個人に2万元以上10万元以下の罰金、単位に20万元以上100万元以下の罰金を処することができる。また、犯罪と認められる場合、法によって刑事責任を追究できる。

第五十三条 独占禁止法律執行機構が本法の第二十八条・第二十九条に基づいて下した決定に不服の場合、法に従って行政再議を申請することができる。行政再議の決定に対して不服の場合、法に従って行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法律執行機構が下した前項規定以外の決定に不服の場合、法に従って行政再議又は行政訴訟を提起することができる。

第五十四条 独占禁止法律執行機構の職員は職権を濫用し、職責を軽んじ、不正行為をしたり、或いは法律執行過程で知り得た商業秘密を漏らしたりした場合、犯罪と認められた場合、法によって刑事責任を追究し、犯罪までと認められない場合、法に従い処分を下す。

第八章 附 則

第五十五条 事業体は知的財産権の法律・行政法規の規定に従って知的財産権の行為を行使する場合、本法を適用しない。但し、事業体は知的財産権を濫用して、競争の排除・制限をする行為は、本法を適用する。

第五十六条 農業生産者及び農村経済組織は農産物の生産・加工・販売・運輸・貯蔵など経営活動において実施する連合或いは共同行為は、本法を適用しない。

第五十七条 本法は2008年8月1日より施行する。

注記：

本中華人民共和国独占禁止法の中国国内において法的効力を有する正式文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することはできますが、中国国内において法的効力をもつ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に日本語に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかもしれない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。